



平成 27 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ イ テ ィ ン グ
(コード番号：3785 東証マザーズ)
代 表 者 代表取締役社長 藤 澤 知 徳
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 部 長 池 田 良 章
(TEL 03-5753-8178)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 18 日に開催予定の第 23 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 33 条（監査役の責任免除）第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 28 条 (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 28 条 (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第33条 (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第33条 (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 12 月 18 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 18 日 (予定)

以 上